

米国特許商標庁(USPTO)が、書類提出に係る運用を変更する規則改定案を公表  
～FAX 受付可能な書類を制限、文字サイズの下限を引き上げ～

2008年8月6日  
JETRO NY 中槇、横田

USPTO は本日付フェデラルレジスター(官報)で、FAX を通じて USPTO に提出可能な書類の範囲を限定するとともに、書類作成時の文字サイズの最小要件を引き上げる改定案を公表し、パブリックコメントに供した<sup>1</sup>。

USPTO の発表によれば、FAX は即時提出ができるメリットはあるものの、現在は、即時提出に加えそれ以上にメリットのあるインターネットを通じた書類提出システム(EFS-Web<sup>2</sup>等)が利用できる点をはじめ、FAX では書類の文字の質が悪い点、適切な部署に送信されずに事務処理の遅れやコストが発生する点を挙げ、出願記録として保存される書類は極力 FAX 提出をやめることが適切であるとしている。改定案には、EFS-Web・EPAS<sup>3</sup>等により電子的に提出可能な書類は FAX 提出の対象外とすることや、原則 1 回の FAX での提出は 1 件に制限すること、USPTO の明示する適切な部署宛に送信されなかった場合などには、当該書類は有効な書類とみなされず、場合によっては通知なしで廃棄されることなどが提案されている。

同時に、書類が小さな文字で作成されることにより、USPTO での電子化時に余計な作業負担が発生していることから、それを避けるためとして、書類作成時の文字サイズの下限を縦 0.28cm 以上(例えば Times New Roman で 12 ポイント)に引き上げるとともに<sup>4</sup>、当該サイズ要件が課される書類の対象拡大などが提案されている。なお、規則改定案の詳細については、フェデラルレジスターを参照ありたい。

パブリックコメントの提出期限は 10 月 6 日。コメントは、政府の規則改正に係るポータルサイト<sup>5</sup>、電子メール、郵便のいずれかにより提出する。なお、本パブリックコメントに関する公聴会は開催しないとしている。

(了)

<sup>1</sup> [Changes to Practice for Documents Submitted to the United States Patent and Trademark Office](#) (PDF)

<sup>2</sup> [http://www.uspto.gov/ebc/efs\\_help.html](http://www.uspto.gov/ebc/efs_help.html)

<sup>3</sup> <http://epas.uspto.gov/>

<sup>4</sup> USPTO が提供する紙媒体の様式に情報を印字するための文字等には適用されない。

<sup>5</sup> Federal eRulemaking Portal: <http://www.regulations.gov>